

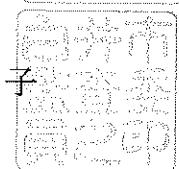
白井市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく白井市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和4年4月18日

白井市監査委員 河合謹爾

同 古澤由紀子



第1 監査の請求

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の提出日

令和4年3月1日（火）

3 請求の要旨

本件請求は、住民監査請求の対象となる「違法又は不当な公金の支出及び財産（土地、建物、物品など）の取得・管理・処分」に関するもの。

(1) 請求の対象事業

ア 白井市は、令和3年3月26日に「市内の39公園における一部の既存看板の解体撤去と建替え、新設工事」を施工し、2,530万円の多額の公金を支出しました。

イ この財源として使われたのは、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」です。

その交付目的は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団が負担する経費に充てるため」とされていました。

(2) 請求事項

ア 財政原則に反する事業計画と実施

地方自治法及び地方財政法で定められている原則、すなわち「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定に反する不当な財政支出となっていること。

加えて、府議における当初の新しい看板設置だけという政策決定を、議会に提案した予算では既存の看板を撤去する必要性がないにもかかわらず、撤去工事を追加し、本事業の全体経費をさらに増大させてしまったこと。

【理由】

① 不適当な多額の公金支出

- ・公園看板事業には、2,530万円という多額の公金が支出されました。

具体的には、39箇所の公園に設置された一基あたりの看板の平均費用は、65万円、大型看板（建替え）は一基に78万円もの経費が投入されました。

② 府議における政策決定を変更し、本事業費を増大させたこと

・府議における当初の新しい看板設置だけという政策決定を、議会に提案した予算では、既存の看板を撤去する必要性がないにもかかわらず、撤去工事を追加し、本事業の全体経費を増大させてしまったこと。

③ 経費の比較検討の未実施

・「既存看板」の撤去はもとより、「新設・建替え」の必要もなく、「看板の文字板の交換や書き換え等」の補修で十分対応が可能であり、はるかに少ない経費で公園利用者に伝えたい内容を周知するという目的を達成できるにもかかわらず、こうした経費の比較検討すら全く行っていないこと。（補修案・新設案・既存看板の解体・建替え案の経費を含む比較検討がなされて当然です。）

④ 不当な財産の処分等

- ・経費の比較検討をすることなく、最も経費のかかる「新設」計画を最初から採用し、更に後日になって「既存看板の解体・撤去工事」の追加と費用の増額まで行ったことは不当な財産の処分でもあり、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という会計原則に完全に反する事業となりました。
- ・公園の中には、複数の看板が設置されていた公園も複数あり、撤去された看板と同等の老朽化が進んでいたにもかかわらず、1か所のみの建て替えとし、残りの看板を放置したのは、事業計画としては一貫性を欠くものであり、合理性がないこと。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度に対する不適合

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「効果的な対策・必要な事業・対外的に説明可能・実施後の効果の測定、結果の公表」をクリアーする事業を交付対象にするという制度でしたが、公園案内板の設置事業は適切な事業を実施したのか。

イ 意思決定に至る過程等における不当性

事業の計画・立案から、内容の審議と決定や変更、工事の実施に至る過程にいくつもの不当性があったということ。

本事業に関する事務の執行手続き及び公文書の作成と管理等が、法令や例規にしっかりと合致するように適切に行われてきたかどうか、この事務事業における経緯の中での不当性がなかったのかどうか。

【理由】

① 本件交付金に関する連絡文書の不存在

- ・本件交付金担当課である企画政策課から、各課等への事業案の募集に関する連絡文書、公園を管轄する都市計画課への文書が、情報公開請求でも確認できなかつたこと。

- ・この事業提案を募った文書及び都市計画課からの提案文書は、不存在か。

② 行政経営戦略会議への付議書の不存在

- ・令和2年10月21日の行政経営戦略会議において、都市計画課で付議書が作成、提出されたという文書記録が情報公開請求でも確認できなかったこと。
- ・この付議書は、不存在か。

③ 部内会議実施に関する記録の不存在

- ・行政経営戦略会議に付議するには、部内会議での審議を経ることが求められていますが、会議を開催し審査が行われたという記録については、情報公開請求への決定通知では、不存在とされてしまっていること。
- ・この部内会議報告書は、不存在か。

④ 職員による現況調査の実施に関する記録の不存在

- ・職員による公園の現況調査を実施したという記録は確認できなかったこと。
- ・この事業計画は、誰が立案し、事業費を積算したのかわからないこと。
- ・この現況調査報告書及び事業計画立案書、事業費積算書は、不存在か。

⑤ 事業内容と予算額の変更に関する記録の不存在

- ・事業費は、行政経営戦略会議で決定した看板の新設だけでなく、既存看板の一部（各公園1か所だけ）を解体撤去し、建て替えるという事業計画と予算額に変更（2,713万7千円から3,022万8千円に309万1千円の増額）がなされていますが、この事業内容と予算額の変更を行政内部で検討・審議・決定したという記録が確認できなかったこと。
- ・予算の増額に際しても、現況調査を実施したという記録は確認できなかったこと。

- ・この政策決定を誰が立案し、どのように審議したのか、不明であること。

- ・事業内容と予算額の変更に関する文書、予算の増額に関する現況調査報告書は、不存在か。

⑥ 公文書管理に関する努力義務の欠如

- ・公文書等の管理に関する法律では、地方公共団体は、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。と規定されており、その努力義務を課しているが、白井市は、履行する努力義務を8年弱も怠り続けている。

- ・白井市としては、条例化を進める努力をすべきであったにもかかわらず、一貫して消極的な姿勢を取り続け、いまだに条例の制定はおろか法に基づく努力義務も果たしていないこと。

第2 請求の受理

1 要件審査

請求人が白井市民であること、白井市の執行機関等が指定されていること等、監査請求に関して必要とされる要件は充足されていると認められる。

2 請求の受理

令和4年3月8日、監査委員の合議により本件請求書の受理を決定し、地方自治法第242条第1項の規定に基づく所定の要件を具備しているものか否か、引き続き審査することとした。

第3 監査の実施

1 監査の種類

白井市職員措置請求（住民監査請求）に基づく監査

2 監査対象事項

本件請求書及び陳述内容の趣旨を勘案し、下記事項を監査対象事項とした。

監査着眼点

- (1) 令和 2 年度の公園施設等改修工事（支出額：2, 495万3, 500円）が、違法又は不当に支出されたか否か。
 - ア 公園看板事業の必要性は、妥当であるか否か。
 - イ 公園施設等改修工事の支出額（2, 495万3, 500円）は、違法又は不当に高額であるか否か。
 - ウ 既存看板を利用せず撤去新設を選択したことは、妥当であるか否か。
- (2) 公園施設等改修工事の事務処理が、違法又は不当に行われたか否か。
 - ア 令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（収入額：5, 999万9千円）が、違法又は不当に収入されたか否か。
 - イ 財産（既存公園看板）が、違法又は不当に処分されたか否か。
 - ウ 公文書の作成・管理が、違法又は不当に行われたか否か。

3 監査対象部課

都市建設部都市計画課、企画財政部企画政策課、総務部総務課

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 23 日、白井市役所本庁舎 4 階大委員会室において、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設け、陳述の聴取を行った。

また、立会人として、監査委員が要求した都市建設部長、企画財政部長、都市計画課長及び企画政策課長が出席した。

なお、3 月 22 日、請求人から新たな証拠資料が提出された。

5 関係職員（市職員）の陳述

令和 4 年 3 月 23 日、白井市役所本庁舎 4 階大委員会室において、都市建設部長、企画財政部長、都市計画課長、企画政

策課長、都市計画課担当者及び企画政策課担当者が出席し、陳述の聴取を行った。

なお、立会人として、請求人が出席した。

6 予備調査

令和4年3月8日と18日、白井市役所東庁舎3階監査委員室において、都市計画課長及び都市計画課担当職員から、事情を聴取し質疑を行うとともに、関係書類を調査した。

令和4年3月18日、白井市役所東庁舎3階監査委員室において、企画政策課長及び企画政策課担当職員から、事情を聴取し質疑を行うとともに、関係書類を調査した。

本件に対する都市計画課及び企画政策課の説明は、次のとおりである。

(1) 公園施設等改修工事

ア 工事の事業概要

コロナ禍の中、健康的なライフスタイルの維持増進を図る上で、身近な公園を多くの市民に安心して利用してもらおうと考え、誰もが一目で分かりやすく、新型コロナウイルス感染症対策に対応した「新しい生活様式」における公園利用のルールやマナーを理解し実践できるように、イラストやピクトグラムで表示した統一的かつ将来に渡り活用できる看板を、1,000平方メートル以上の規模の公園に建て替えるものです。

なお、災害対策の一環として、避難場所の表示についてもイラストを用いて分かりやすく表示しました。

イ 工事の必要性

工事については、新型コロナウイルス感染症との共存に向けて、将来に渡り新しい生活様式を実践し、定着していく上で必要な感染症対策です。

さらに、国からも、新型コロナウイルス感染症に負けない健康的なライフスタイルへの公園の活用が求められてい

る。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

「公園施設等改修工事」は、国が定める新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱により、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業が実施できるように、白井市が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業として行うものであり、国の確認を受けております。

(3) 本件工事について、最少の経費で最大の効果を挙げているか、白井市の見解

最少の経費で最大の効果が得られるよう努めることは、公共事業を行う上で当然の責務であり、国からの交付金を活用した上で、適正な事務処理により、公園施設等改修工事を行いました。

7 監査の方法

監査は、白井市監査基準及び住民監査実施計画に準拠して、令和4年3月29日、白井市役所東庁舎3階監査委員室において、都市建設部長、企画財政部長、総務部長、都市計画課長、企画政策課長及び総務課長から、事情を聴取し質疑を行うとともに関係書類を調査し、法令等の規定に反し違法又は不当なものはあるか否かについて審査した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求について、監査委員の合議により請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 事実関係の認定

(1) 財政原則に反する事業計画と実施

ア 不適当な多額の公金支出

看板を設置する公園は、市内96公園のうち、公園敷地面積1,000平方メートル以上の39公園を選択し、総

合公園、運動公園、地区公園、近隣公園といった広い敷地の8公園には大型看板を、それより規模が小さい31の街区公園には小型看板を設置した。

看板の選定にあたっては、本工事費用のうち、材料費が約43パーセントを占めているが、様々なメーカー、様々な種類がある中で、多くの市民の方が利用する公園に将来に渡り活用できる看板を設置するということ、また、コロナ禍において貴重な公共空間として、価値が再認識されていた都市公園としてのイメージアップを含めたデザイン性や美観を考慮し、市内公園に遊具を設置している実績のある遊具業者の製品の中から選定し、千葉県積算基準や見積により設計積算を行った。

なお、同積算基準により、諸経費を計上しているが、諸経費と消費税で本工事費の約50パーセントを占めている。

工事発注の方法は、一般競争入札を行い、競争原理のもとに工事が落札され、令和3年2月8日に、進光園緑化(株)と2,530万円で契約を締結した。このようなことから、白井市としては、工事費については、妥当な金額であると判断しており不当な多額の支出にはあたらないと考える。

なお、設計時と現地の状況において、一部異なる部分が発生したので、令和3年3月29日に変更契約を締結し、最終請負金額は2,495万3,500円で完了した。

最終請負金額に基づく一基あたりの看板の平均費用は約64万円で、大型看板は約74万3,000円となっている。

イ　 庁議における政策決定を変更し、本事業費を増大させたこと

行政経営戦略会議は、市長・副市長・教育長・部長等で構成する市の最高意思決定機関として、施策の方針を決定

する場である。

本件の公園看板事業については、看板設置の必要性の是非を問うものであり、実施することを決定した。

その後、予算化にあたっては、公園担当者が、日常の管理業務において、遊具と同様に看板の老朽化や危険性を気にかけていたこともあり、都市建設部長、都市計画課長と協議の上で、統一性・老朽化・危険性の観点から、既存看板を撤去すると決定したものであり、必要性がないにもかかわらず、経費を増大させた訳ではない。

ウ 経費の比較検討の未実施

本件の公園看板事業については、コロナ禍の中、健康的なライフスタイルの維持増進を図る上で、身近な公園を多くの市民に安心して利用してもらおうと考え、大人から子供、外国の方も含め、誰もが一目で分かりやすく「新しい生活様式」における公園利用のルールやマナーを確認し、実践できるよう、イラストやピクトグラムで表示した統一的かつ将来に渡り活用できる看板を1,000平方メートル以上の規模の公園に建て替えた。

このようなことから、補正予算編成時において、新設のみを行う「新設案」については、経費の比較検討は行っていない。

また、「補修案」については、案内板面のサイズによる制約や構造的に危険であるもの、老朽化しているものなどにより、案として採用出来ないと判断し、経費の比較検討は行っていない。

エ 不当な財産の処分等

本件の公園看板事業については、コロナ禍の中、健康的なライフスタイルの維持増進を図る上で、身近な公園を多くの市民に安心して利用してもらおうと考え、大人から子供、外国の方も含め、誰もが一目で分かりやすく「新しい

「生活様式」における公園利用のルールやマナーを確認し、実践できるよう、イラストやピクトグラムで表示した統一的かつ将来に渡り活用できる看板を1,000平方メートル以上の規模の公園に建て替えた。

看板を撤去した理由は、文字表記からイラストやピクトグラムの表示へ変更するなどの統一性を図るとともに、腐食など老朽化への対応、アクリル製表示板の破損や歪みなどの危険性への対応であることから、白井市としては、不当な財産の処分とは考えていない。

本件の公園看板事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業であることから、交付金の目的に照らして、「新しい生活様式」への対応を図るための看板設置工事に関連する範囲で、既存看板の撤去を計画したものであり、老朽化対策を主目的として計画したものではないことから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、白井市としては看板の建て替えという一貫性と合理性を備えているものと考える。

なお、交付金事業として、撤去出来なかった老朽化した看板もあるが、これは順次撤去していく。

才 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度に対する不適合

(ア) コロナ対応として効果的な対策及び地域の実情に合わせた必要な事業

令和2年6月12日に成立した国の令和2年度補正予算（第2号）で、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強靭なものへと改革し、新しい生活様式への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度が拡充された。

公園看板の設置を決定した時点の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱において、対象は、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく事業とされているほか、令和2年6月24日に内閣府から交付金の活用事例集が発出され、109の事例が示された。

本件の公園看板事業については、コロナ禍の中、健康的なライフスタイルの維持増進を図る上で、身近な公園を多くの市民に安心して利用してもらおうと考え、大人から子供、外国の方も含め、誰もが一目で分かりやすく「新しい生活様式」における公園利用のルールやマナーを確認し、実践できるよう、イラストやピクトグラムで表示した統一的かつ将来に渡り活用できる看板を1,000平方メートル以上の規模の公園に建て替えるものであり、新しい生活様式への対応という観点から、白井市としては、効果的な対策であると考える。

緊急経済対策においては、「情報発信の充実」に該当するものとして、また、活用事例集においても、「事例94. 健康支援事業」に該当するものとして、内閣府に実施計画を提出し、公園看板の図面や計画事業費の積算根拠の追加提出を経た上で、国の確認も受けている。

(イ) 対外的に説明可能な事業

令和2年10月21日の行政経営戦略会議において、執行部の「新しい生活様式」の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業を決定し、会議結果については、市ホームページで公表している。

また、令和2年第4回市議会定例会において、撤去を

含めた補正予算案を提案し、質疑応答を通じて説明した後、可決されたことから、白井市としては、対外的に本件の公園看板事業については説明可能であり、一定の説明責任は果たしているものと考える。

(ウ) 適切な方法による効果の測定と結果の公表

本件の公園看板事業については、事業の目的が、コロナ禍であっても誰もが利用しやすい「新しい生活様式」における公園のルールやマナーの啓発といった定性的なものであるため、直接的な成果を数値化することは困難であると考え、定量的に捉えられる指標として、看板に表示した梨トレ体操のQRコードからのアクセス数の増加を成果指標とした。

この結果については、内閣府の事務連絡に基づき、他の交付金対象事業とともに、市ホームページや情報公開コーナーで公表している。

なお、看板設置後、同看板に標記した公園利用方法のピクトグラムについて、内容確認の問合せが多数寄せられたことから、市民の方々が同看板の表示に注目した反響と考えており、このことからも白井市としては、設置効果があったと捉えている。

さらに、白井市としては、今後多くの公園利用者に看板を確認していただくことにより、「新しい生活様式」も含めた公園利用のルールやマナーの浸透が図られると考える。

なお、寄せられたピクトグラムへのご意見を参考に、公園利用におけるルールの詳細を、市ホームページ（令和3年5月11日～）と市広報紙（令和3年7月15日号）に掲載した。

(2) 意思決定に至る過程等における不当性

ア 本件交付金に関する連絡文書の不存在

事業提案を募った文書は、企画政策課長と財政課長の連名による令和2年9月7日付け「令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の支出見込み及び「新しい生活様式」の実現に向けた今後の事業提案について（照会）」という各課等長宛への事務連絡であり、この文書は存在している。

都市計画課からの提案文書は、公園担当者が上記記載の照会文に添付されていた「事業提案」に、以下の内容を記載して起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画政策課に回答しており、この文書も存在している。

なお、上記に関しては、白井市事務決裁規程に基づく起案及び意思決定、庁内情報システムによる適切な事務処理を行った。

回答日：令和2年9月16日

事業概要：「新しい生活様式」を心がけた公園利用のポインストを記載した公園利用注意看板の設置

対象者：公園利用者全て

対象公園：1,000平方メートル以上の公園（39公園）

経費：27,016千円

イ 行政経営戦略会議への付議書の不存在

本件は、企画政策課が5課7件分をまとめて1つの付議書により付議した。

従って、都市計画課では付議書は作成していないので、付議書は不存在である。

なお、企画政策課長及び財政課長の連名での照会を受け、公園担当者が「事業提案」を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受け、企画政策課に回答した。

回答した「事業提案」に基づき、企画政策課・財政課と

ヒアリングを行った後、企画政策課から10月21日の行政経営戦略会議に本事業を付議するため、付議資料としての事業計画立案書（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業概要）を作成するよう依頼があったことから、公園担当者が付議資料（事業計画立案書）を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画政策課に回答しており、付議資料（事業計画立案書）は存在している。

その後、都市計画課からの回答を踏まえ、企画政策課担当者が他の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を含めて、付議書を起案し、企画政策課長、企画財政部長の意思決定を受けた後、行政経営戦略会議へ付議しており都市計画課の付議資料（事業計画立案書）を含めた企画政策課の付議書が存在している。

なお、上記に関しては、白井市事務決裁規程に基づく起案及び意思決定、庁内情報システムによる適切な事務処理を行った。

ウ 部内会議実施に関する記録の不存在

白井市行政経営戦略会議の設置及び運営に関する規程では、重要な施策を決定するときは、戦略会議に付議しなければならないとなっており、新型コロナウイルス感染症への対応は白井市の重要施策であることから、部内会議を経ることなく付議しているものであり、部内会議報告書は不存在である。

なお、付議までの経過としては、企画政策課長と財政課長の連名による照会及びこれに対する都市計画課からの回答、行政経営戦略会議への付議に向けた企画政策課からの付議資料（事業計画立案書）の作成依頼及びこれに対する都市計画課からの回答、企画政策課における付議書の作成に至る過程において、白井市事務決裁規程に基づく起案及

び意思決定、庁内情報システムによる適切な事務処理を行った。

エ 職員による現況調査の実施に関する記録の不存在

行政経営戦略会議への提案時点では、同会議が施策の方針を決定する場であり、看板設置の必要性の是非を問うものであることから、この段階では現況調査は必要としないため、現況調査報告書は不存在である。

事業提案を募った照会文書に対し、公園担当者が概算事業費を算出した上で、事業概要等を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画政策課に回答しており、事業計画立案書（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業概要）、事業費積算書に関する文書は存在している。

なお、上記に関しては、白井市事務決裁規程に基づく起案及び意思決定、庁内情報システムによる適切な事務処理を行った。

オ 事業内容と予算額の変更に関する記録の不存在

補正予算の編成時点においては、コロナ禍の中、健康的なライフスタイルの維持増進を図る上で、身近な公園を多くの市民に安心して利用してもらおうと考え、大人から子供、外国の方も含め、誰もが一目で分かりやすく「新しい生活様式」における公園利用のルールやマナーを確認し、実践できるよう、イラストやピクトグラムで表示した統一的かつ将来に渡り活用できる看板を1,000平方メートル以上の規模の公園に建て替えることとし、現況調査は、工事の発注にあたり設計積算時に行うこととしていた。

このようなことから、補正予算編成時点では現況調査は実施していないため、現況調査報告書は不存在である。

補正予算の編成にあたっては、公園担当者が統一性や老朽化を鑑み、戦略会議時より既存看板の撤去費用を追加し

た金額で、白井市財務規則に基づき、歳出補正予算見積書を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画財政部長に提出した。

その後、白井市財務規則に基づき、企画財政部長が歳出補正予算見積書を精査し、市長の査定を受けた後、査定結果に基づいて補正予算案を作成し、市長の決裁を受けていることから、適切な事務処理を行った。

なお、一般的に、工事予算の編成時における現況調査については、工事の重要性や難易度により、詳細に行う場合もあれば、簡易的に行う場合や机上で行う場合もある。

本件の公園看板事業については、大型看板と小型看板の2種類しかなく、また現場条件は現道上の工事とは異なり、制約の極めて少ない公園内の工事で、各看板1箇所あたりの設置及び撤去単価に大型は8基、小型は31基を乗じて、補正予算の見積としている。

しかし、工事発注前の設計にあたっては、現況調査を行っているほか、契約後には受注業者との事前の立ち会いを行い、施工過程においては、材質や構造がよくわからなかつた大型看板については解体等により調査、検討も行い、最終的には実施に併せて、設計変更を行った。

なお、契約後の受注業者と総務課職員の現地立ち会いは、行っていない。

カ 公文書管理に関する努力義務の欠如

平成26年度に、公文書管理条例の制定を求める陳情が、市議会において、採択されたちょうどその年に、白井市では、文書管理の方法を従前の簿冊方式からファイリング方式に見直すと決定し、以降、平成29年度のファイリングシステムの導入まで準備した時期であった。

また、現在、国がデジタル社会の実現に向けた取組を推進しており、デジタル情報の管理についても、これから議

論を進めていかなければならない過渡期にあることから、これまで公文書管理条例の制定については、慎重に検討するとしていた。

なお、全国的にも制定自治体が少ないことや、白井市における歴史公文書の位置付けの整理等が必要であること等を踏まえ、具体的な制定時期を定める予定はないが、公文書管理条例の趣旨及び重要性については十分認識しており、引き続き適正な文書管理を検討していく。

以上によれば、本件支出は違法又は不当な公金支出とは認められない。

3 判断

(1) 財政原則に反する事業計画と実施

ア 不適当な多額の公金支出

本件の公園看板事業については、新型コロナウイルス感染症との共存に向けて、感染症対策に対応した「新しい生活様式」を実践していくため、長期的な視点も考慮し、市民に分かりやすい統一的な看板を設置することを主目的としたもので、公園看板の積算や諸経費は、公園内の状況や周辺の状況等を勘案した上で、千葉県積算基準や見積を用いて積算し、一般競争入札の手続きを経て、工事業者及び工事費が決定したもので、適正な事務処理が行われたと判断した。

単価は、一般競争入札を行った結果による金額として妥当な金額であると判断しており、公園ごとに公園内の状況や周辺の状況等により、単価は変動する可能性を有していることから、単に相場を決めて主張することは適さないものであり、これを過大と指摘することは適当ではないと判断した。

イ 庁議における政策決定を変更し、本事業費を増大させたこと

行政経営戦略会議において、公園に新規看板を設置することが決定された後、工事の予算化にあたっては、都市計画課公園担当者が、日常の管理業務において遊具と同様に看板の老朽化や危険性を気にかけていたこともあり、都市建設部長と都市計画課長と協議し、了解の上で、統一性・老朽化・危険性の観点から既存看板を撤去すると決定したもので、看板を撤去する必要性はあると判断した。

この事業内容の変更に伴う事務処理については、補正予算の編成であり、事務処理の流れとしては、公園担当者が統一性や老朽化を鑑み、行政経営戦略会議において公園看板設置を決定後、既存看板の撤去を追加した金額で、白井市財務規則に基づき、歳出補正予算見積書を起案し都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画財政部長に歳出補正予算見積書を提出した。

その後、白井市財務規則に基づき、企画財政部長が、歳出補正予算見積書を精査し、市長の査定を受けた後、この査定結果に基づいて、財政課が補正予算を編成し、市長までの意思決定を受けていることから、適正な事務処理が行われたと判断した。

なお、行政経営戦略会議の位置付けは、主に政策を決定する会議の場であり、本会議による政策決定後、事業内容に変更が生じる可能性を有していることから今回の公園看板事業についても、事業内容の変更に応じて適正な事務処理が行われたと判断した。

ウ 経費の比較検討の未実施

本件の公園看板事業については、行政経営戦略会議では、公園に新規看板を設置することが決定された後、補正予算編成時点では適正な事務処理により、統一性や危険性等の観点から、既存看板を撤去し、建て替えることを決定した。

のことから、新設のみを行う「新設案」は不採用とし、

「補修案」は案内板面のサイズによる制約や構造的に危険であるもの等により不採用としたもので、経費の比較検討を行う必要性はないと判断した。

エ 不当な財産の処分等

本件の公園看板事業については、新型コロナウイルス感染症との共存に向けて、感染症対策に対応した「新しい生活様式」における公園利用のルールやマナーを理解し実践できるように、長期的な視点も考慮し、イラストやピクトグラムで表示した統一的な看板を1,000平方メートル以上の規模の公園に建て替えることとしたものである。

看板を撤去した理由については、文字表記からイラストやピクトグラムの表示へ変更する等の統一性を図るとともに、腐食等による老朽化への対応、アクリル製表示板の破損や歪み等による危険性への対応であることから、不当な財産の処分にはあたらないと判断した。

なお、都市計画課としては、老朽化した看板が公園内に残っていることは確認しており、順次撤去していくと考えており、残りの看板を放置する訳ではないことから、特に問題ないと判断した。

オ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度に対する不適合

本件の公園施設等改修工事は、国が定める新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱により、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業が実施できるように、白井市が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業として行ったものであり、適正な事務処理により、国の確認を受けていると判断した。

事務処理の流れとしては、企画政策課担当者が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金変更承認申請

書を起案し、企画政策課長、企画財政部長、副市長及び市長の意思決定を受けた後、国に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金変更承認申請書を提出し、国及び千葉県から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付決定変更通知書が送付された。

その後、千葉県に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金概算払請求書を提出し、白井市に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5, 999万9千円が収入された。

最終的には、企画政策課担当者が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業が完了したことにより、千葉県に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実績報告書を起案し、企画政策課長、企画財政部長、副市長及び市長の意思決定を受けた後、千葉県に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実績報告書を提出し、千葉県から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付額確定通知書が送付されていることから、特に問題はないと判断した。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度における交付金の対象事業については、国が決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく事業とされているほか、国が発出した「109の交付金の活用事例集」に適合している事業となっている。

本件の公園看板事業については、コロナ禍の中、新しい生活様式への対応という観点から、緊急経済対策では「情報発信の充実」に該当し、また活用事例集においても、「事例94健康支援事業」に該当するもので、公園看板の図面や計画事業費の積算根拠を提出し了解を得た上で、情報発信の充実や健康支援事業として新型コロナウイルス対応として効果的な対策かつ地域の実情に合わせて必要な事

業であると国の確認を受けていることもあり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度に適合し、効果的な対策で必要な事業であると判断した。

対外的に説明可能な事業であったのか、という指摘については、令和2年第4回市議会定例会において、公園施設等改修工事費を含めた補正予算を提案し、議員と質疑応答を行い、この回答では事業内容を含めて説明した後、議決されたものであり、対外的な説明を行った後、多くの議員が賛成したことから、対外的な説明は可能であると判断した。

実施後の効果の測定、結果の公表は適切であったのか、という指摘については、まず、実施後の効果の測定では、定量的に把握できる指標として、公園看板に表示した梨トレ体操のQRコードからのアクセス数の増加を成果指標とした。

このアクセス数は、看板設置後の5日間で約4倍（ただし、公園以外からの分も含む。）に増加したが、件数自体は28件と少ない件数ではあるものの、白井市としては、短期間における効果の測定にとらわれず、長期間にわたり、多くの市民が公園看板を見て、理解を深めていくことが重要であり効果的であると捉えており、長期的な視点による効果も見込んでいることから、特に問題はないと判断した。

また、結果の公表については、他の交付金対象事業とともに、市ホームページや情報公開コーナーで公表していることから、特に問題ないと判断した。

なお、公園看板設置後、市民から看板の内容に関する問合せが多数寄せられており、注目されている反響であることから、看板設置の効果はあったと判断した。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、違法又は不当な収入ではないと判断

した。

(2) 意思決定に至る過程等における不当性

ア 本件交付金に関する連絡文書の不存在

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の担当課である企画政策課が、事業提案を募った文書については、企画政策課長と財政課長の連名による令和2年9月7日付け「令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の支出見込み及び「新しい生活様式」の実現に向けた今後の事業提案について（照会）」という事務連絡で、この文書は存在していることを確認した。

都市計画課からの提案文書については、上記の照会文に添付されていた「事業提案」に、必要事項を記載して起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画政策課に回答しており、この文書も存在していることを確認した。

なお、上記に関しては、適正な事務処理が行われたと判断した。

イ 行政経営戦略会議への付議書の不存在

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の担当課である企画政策課が、5課7件分をまとめて1つの付議書を作成し、行政経営戦略会議に付議していることから、都市計画課では付議書は作成していないので、都市計画課が作成した付議書は不存在であることを確認した。

事務処理の流れについては、企画政策課長と財政課長の連名による令和2年9月7日付け「令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の支出見込み及び「新しい生活様式」の実現に向けた今後の事業提案について（照会）」という事務連絡に対し、都市計画課公園担当者が、「事業提案」を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、「事業提案」を企画政策課に回

答した。

この「事業提案」に基づき、企画政策課、財政課とヒアリングを行った後、企画政策課から、令和2年10月21日の行政経営戦略会議に本事業を付議するため、付議資料としての事業計画立案書（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業概要）を作成するよう依頼があつたことから、都市計画課公園担当者が、付議資料（事業計画立案書）を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画政策課に回答しており、付議資料（事業計画立案書）は存在していることを確認した。

その後、都市計画課からの回答を踏まえ、企画政策課担当者が、他の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を含めて付議書を起案し、企画政策課長、企画財政部長の意思決定を受けた後、行政経営戦略会議に付議しており、都市計画課が作成した付議資料（事業計画立案書）を含めた企画政策課の付議書は存在していることを確認した。

白井市行政経営戦略会議の設置及び運営に関する規程では、課長等は、戦略会議に付議すべき事項があるときは、付議書に付議事項を記載し、企画政策課に提出しなければならない。と定めているが、本件の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業については、主担当課の企画政策課の主導の下、副担当課には、「「新しい生活様式」の実現に向けた今後の事業提案について（照会）」により、必要書類を提出してもらうこととして、都市計画課も「事業提案」を提出したことを確認した。

このようなことから、都市計画課としては、付議書ではなく付議資料（事業計画立案書）を提出したものであり、特に問題はないとの判断した。

令和2年度までは、本件の新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金事業のように、主担当課を除く副担当課については、付議書又は至急等の事情による任意様式での提出と、統一的な対応が図られていなかった場合もあるが、令和3年度から、主担当課を除く副担当課についても、基本的に付議書の提出を求めており、改善に向けて取り組んでいる状況であることを確認した。

なお、上記に関しては、適正な事務処理が行われたと判断した。

ウ 部内会議実施に関する記録の不存在

白井市行政経営戦略会議の設置及び運営に関する規程では、重要な施策を決定するときは、行政経営戦略会議に付議しなければならないと定めており、新型コロナウイルス感染症への対応は白井市の重要施策であることから、部内会議を経ることなく付議しているもので、部内会議報告書は不存在であることを確認した。

白井市行政経営戦略会議の設置及び運営に関する規程では、市政運営の基本的な方針や重要な施策を除き、付議すべき事項があるときは、部内会議において検討の上、付議することができる。と定めていることから、特に問題はないとの判断した。

なお、上記に関しては、適正な事務処理が行われたと判断した。

エ 職員による現況調査の実施に関する記録の不存在

行政経営戦略会議への提案時点では、同会議が施策の方針を決定する場であり、看板設置の必要性の是非を問うものであることから、この段階では現況調査を必要としないため、現況調査報告書は不存在であることを確認した。

企画政策課が、事業提案を募った照会文書に対し、都市計画課公園担当者が、概算事業費を算出した上で、事業概要等を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を

受けた後、企画政策課に回答しており、事業計画立案書（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業概要）及び事業費積算書に関する文書は存在していることを確認した。

なお、上記に関しては、適正な事務処理が行われたと判断した。

才 事業内容と予算額の変更に関する記録の不存在

補正予算の編成時点においては、コロナ禍の中、健康的なライフスタイルの維持増進を図る上で、身近な公園を多くの市民に安心して利用してもらおうと考え大人から子供、外国の方も含め、誰もが一目で分かりやすく「新しい生活様式」における公園利用のルールやマナーを確認し、実践できるよう、イラストやピクトグラムで表示した統一的かつ将来に渡り活用できる看板を1,000平方メートル以上の規模の公園に建て替えることとしていたため、補正予算の編成時点では現況調査を実施していないことから、現況調査報告書は不存在であることを確認した。

事業内容の変更及び予算の増額については、補正予算の編成時点で行われており、都市計画課公園担当者が、統一性や老朽化を鑑み、行政経営戦略会議の決定時点より既存看板の撤去費用を追加した金額で、歳出補正予算見積書を起案し、都市計画課長、都市建設部長の意思決定を受けた後、企画財政部長に提出した。

その後、白井市財務規則に基づき、企画財政部長が、歳出補正予算見積書を精査し、市長の査定を受けた後、この査定結果に基づいて、財政課が補正予算を編成し、市長までの意思決定を受けていることから、特に問題はないとの判断した。

本件の公園看板事業については、当初の行政経営戦略会議への付議時点から、工事発注の時点で現況調査を実施す

ることを予定しており、工事発注前の設計にあたり現況調査を実施したことを確認した。

一般的に、工事予算の編成における現況調査については、工事の重要性や難易度により、詳細に実施する場合もあれば、簡易的に実施する場合や机上で実施する場合もあるが、その後、白井市は発注前の設計時点で現地確認を行い、補正予算時より撤去数を変更していた。

本件の公園看板設置工事については、看板は2種類と工種が少なく、また制約の極めて少ない公園内の工事であることから、行政経営戦略会議への付議や補正予算編成時点では現地調査は行わずに、大、小それぞれの単価に箇所数を乗じて計上していた。

また、発注後については、受注者との立ち会いや大型看板の分解調査等、適切な施工管理が行われており、その記録を確認したところ、特に問題はないと判断した。

なお、上記に関しては、適正な事務処理が行われたと判断した。

カ 公文書管理に関する努力義務の欠如

平成26年度、市議会において、公文書管理条例の制定を求める陳情が採択されたその年に、白井市では、文書管理の方法を従前の簿冊方式からファイリング方式に見直すことを決定し、平成29年度のファイリングシステムの導入まで準備をした期間であったことを確認した。

また、現在、国がデジタル社会の実現に向けた取組を推進しており、デジタル情報の管理についても、これから議論を進めていかなければならない過渡期にあることから、これまで公文書管理条例の制定については、慎重に検討していることを確認した。

また、全国的にも公文書管理条例を制定している自治体が少ないとや、白井市における歴史公文書の位置付けの

整理等が必要であること等から、現時点において、公文書管理条例の未制定については特に問題はないことを確認した。

なお、上記に関しては、適正な事務処理が行われたと判断した。

以上のとおり、監査委員の合議により理由がないと判断した。

第5 付言

本件請求については、前述のとおりであるが、以下、白井市に申し添えるので、参考に記載する。

現在、公園看板設置事業については、一部の市民の関心を集めているところである。

請求人からは、「公園看板設置事業は不当な財政支出であり、多くの市民から到底納得できないという強い批判や指摘を受けた。」と、白井市職員措置請求書において強い訴えがあった。

このような市民からの指摘に対しては、白井市がより慎重かつ丁寧に説明責任を果たしていく必要がある。

そして、公園看板設置事業について、市民の理解が一層深まるよう、市民に分かりやすい情報開示に努め、関係部課が連携・協力して取り組むよう強く望むものである。